

(第一類 第九号)

第一百七十九回国会
衆議院 経済産業委員会 議録 第四号

平成二十三年十二月一日(金曜日)

午前九時五十五分開議

出席委員

委員長 吉田おさむ君

理事 石関貴史君
田嶋要君
渡辺浩一郎君
菅原秀君

理事 金子健一君
本村たけつか君
櫛渕万里君
柴橋正直君
高松和夫君
花咲宏基君
藤田大助君
山本剛正君
渡辺義彦君
高市早苗君
谷畠孝君
西野あきら君
江田康幸君
山内康一君

川口博君
北神圭朗君
齊木武志君
平智之君
中後淳君
平山泰朗君
松岡広隆君
湯原俊二君
近藤三津枝君
橘慶一郎君
長島忠美君
吉井英勝君

同(笠井亮君紹介)(第四〇三号)
同(穀田恵二君紹介)(第四〇四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第四〇五号)
同(志位和夫君紹介)(第四〇六号)
同(塙川鉄也君紹介)(第四〇七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第四〇八号)
同(宮本岳志君紹介)(第四〇九号)
同(吉井英勝君紹介)(第四〇一〇号)
東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原発推進政策の抜本見直しと持続可能な自然エネルギーへの転換に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第四一二号)
同(笠井亮君紹介)(第四一二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第四一四号)
同(志位和夫君紹介)(第四一五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第四一六号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第四一七号)
同(宮本岳志君紹介)(第四一八号)
同(吉井英勝君紹介)(第四一九号)
原発からの撤退を求めるることに関する請願(笠井亮君紹介)(第四二〇号)

同(山崎誠君)
同(西村康稔君)
同(湯原俊二君)
同(山崎誠君)
同(西村康稔君)
同(山崎誠君)
同(西村康稔君)
同(山崎誠君)
同(西村康稔君)

同(山崎誠君)
同(西村康稔君)
同(湯原俊二君)
同(山崎誠君)
同(西村康稔君)

同(山崎誠君)
同(西村康稔君)
同(湯原俊二君)
同(山崎誠君)

同(山崎誠君)
同(西村康稔君)
同(湯原俊二君)
同(山崎誠君)

同(山崎誠君)

同(西村康稔君)

同(湯原俊二君)

同(山崎誠君)

同(西村康稔君)

の撤退が相次いでおり、仮にこのような事態を放置すれば、我が国の産業競争力の低下や雇用の減少が進展し、我が国はアジア地域における国際的な事業活動拠点としての地位を喪失することとなります。

このため、グローバル企業が我が国に会社を設立して行う新たな研究開発事業や統括事業に対する支援措置を講ずることにより、グローバル企業の研究開発拠点と、いわゆるアジア本社を我が国に呼び込み、新たな事業の創出や就業機会の増大を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣が、グローバル企業が我が国に会社を設立して行う新たな研究開発事業及び統括事業の促進の意義等を示した基本方針を策定いたします。

第二に、この基本方針に基づいて、主務大臣は、グローバル企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画を認定し、課税の特例、特許料の軽減、外国為替及び外貨貿易法の特例等の支援措置を講じます。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○吉田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案審査のため、政府参考人として経済産業省貿易経済協力局長厚木進君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。藤田大助君。

きょうは、貴重な質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

アシアの拠点化法案に関連しての質問というこ

とになりますけれども、やはりその背景には、円高、空洞化対策、こういったものがあるというふうに考えております。

昨日、ある企業の方とお話をさせていただきま

した。今の空洞化というのは非常に怖いんだ、生

産ラインが丸ごと海外に出ていくてしまう、この

日本に設備投資がなくなる、あるいは雇用も失わ

れる。そういう意味では非常に深刻な状況になっ

てきてているというふうに認識しているのかといふ

うに思います。

第三次補正予算の成立であるとか第四次補正の指示がなされている、こういういろいろな動きの中で、経済産業省として、円高、空洞化に対する危機意識、その考え方、対応についてお伺いしたいと思います。これも本当にいろいろなところでお話をいただいていることだと思いますけれども、この法律を成立させていくということに当たつてお伺いできればと思います。よろしくお願

いします。

○枝野国務大臣 昨今の円高の進行というものが、景気の下振れのリスクであり、また産業空洞化のリスクであります。それも、今御指摘いただ

いたとおり、本当にそれは根本的な問題を生じつゝある大きなリスクであるという危機感を持つてお話をいただいているところでございま

ります。

これに対しても、そうした円高の状況等によつて厳しい状況に置かれておられる皆さんのまず目の前の経営をしっかりと支えるという守りの側面と、そして、日本の潜在力を生かしてしっかりと打つて出る攻めの政策と両面が重要な要素だというふうに思つております。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

特に、この痛みというものを最小化する、また、できるだけ早く円高の状況を是正していくことが必要だと思いますが、同時に円高のメリットがある部分については最大限生かす、まずはこの当面の措置というものを充実させていきたいとい

うことで、政府全体としては、十月二十一日に円高への総合的対応策を閣議決定しているところでございます。

その中で特に、具体的に申し上げますと、企業の工場や研究開発施設に対する国内立地補助金を抜本的に拡充いたしました。三千三百億円、三次補正等で積んでおります。それから、自己資本が

毀損をした中堅企業等の資本充実策、これには六十二億三千万円を積んでおります。円高メリットを活用したという意味では、資源確保の支援策を八十億円積んでいるなど、さまざまな手段による対策を講じているところでございます。

これに加えて、今回お願いをしております法案を成立させていただき、グローバル企業をこの円高の状況の中でも日本で活動するということに引つ張り込むことによって、日本の強みを生かしてこの円高による空洞化を乗り越えていくということにつなげてまいりたいというふうに思つております。

○藤田(大)委員 ありがとうございます。

まさにおつしやられますよう、国内立地補助金などを初めさまざま御説明いただきましたような政策を一つ一つ総動員して対応していく必要があるというふうに私自身も思っていますし、これはかなりきめ細やかなところまでいかないといけない大変な作業ですけれども、これこそまさに政治の責任としてやっていかなければならないといふふうに感じております。

そこで、このアシア拠点化法案についてなんですかね。これは二〇〇九年の夏の政権交代後、初の成長戦略として策定された「新成長戦略」「元気な日本」復活のシナリオ、これに二十の国家プロジェクトを選定して、その中のアジア拠点化の推進を具体化しようというものだとい

うふうに思います。

ただ、この閣議決定自体が二〇一二年の六月ということもあって、まさにこととは、三月十一日の東日本大震災、欧州の経済危機であるとか、先ほども御説明いただきましたように非常に厳しい状況も移り変わって、厳しい状況も生まれてきているということです。

このような状況を踏まえて、本法案の意義について改めて説明いただければというふうに思いま

す。

確かに、この間特に急激な円高の進行などさまざま産業をめぐる環境の変化がありまして、それに迅速に対応しなければならない、そういう側面があるのは間違いないません。また、三・二もいろいろな意味で我が国の経済に影響を与えております。

ただ、一方で、日本がこれからこの円高を乗り越えて、そして空洞化を防ぎ、しっかりと国内の雇用や産業を維持、育てていくという観点に立つたときに、やはりグローバル企業の、特に研究や開発のいわゆるアシア本社機能を日本にできるだけ持つてくる、このアシアにおける各国間の競争にしっかりと打ちかっていくことは、共通の基盤として重要なことは全く変わりがない

だらうというふうに思つております。

特に、例えば三・一の大震災と原発事故は、日本の経済に大きな打撃も与えましたし、また現に被災地域の皆さんには今なお大変厳しい状況の中で御苦労をいただいて、これに対しても大変申しわけないと思つています。さらに復興に向けて努力をしていかなければならぬと思つておりますが、例ええばあのとき心配をされたサプライ

チエーンの寸断という問題については、

当時、官房長官という立場で心配をしていた状況よりも大変急速に復旧を遂げて、これについてはやはり国

際的にも高い評価をいただいています。

思つております。あるいはまた、震災あるいは原

発事故による放射能の問題等がありながらも、広

い意味でのジャパン・ブランドに対する各国の評価と、それはやはり高いものがあると思っております。

そうした客観的な状況を踏まえれば、研究拠点やアジア本社機能をできるならば日本に置きたいというグローバル企業は少なからずある。ただ、そうした皆さん方が日本に来る動機づけをしつかりとさせていくことが重要であると思つております。この法律案を通していただくと、認定事業者に対しての法人税の所得控除など、さまざま支援策でグローバル企業を呼び込む動機づけといふものは大きく図れるのではないか。

そうしますと、研究拠点であれ、あるいはアジア本社機能であれ、そこで生じる雇用にとどまらず、そこから波及をする周辺地域の活性化や雇用に与える影響、周辺地域の経済に与える影響といふのは大変大きなものがあると思っておりますので、ぜひそうした意義を御理解いただきて、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○藤田(大)委員

御答弁ありがとうございます。わかりやすく説明していただけたのではないかなというふうに感じております。ぜひ、こういつたことを、後ほども質問させていただく予定なんですねけれども、売り込んでいく説明をいろいろ国民あるいは海外にしつかりとしていただければといふふうに思います。

本法律案により、まさに先ほど大臣おっしゃられましたように、我が国をアジアの経済、技術、人材の拠点にすること、今後目指すべき我が国の経済成長や力強い産業構造をどのようにしていくか、そこをしつかり説明していただきたいというふうに思います。

また、地域に波及といふようなことを先ほどおっしゃられましたけれども、地域の経済といふ視点で少し質問をさせていただきたいと思います。

減税等の支援措置によりグローバル企業の研究開発拠点やアジア本社を呼び込もうというような

一つの大きな方向性でこれから国が、ほかの施策

もあると思うんですけれども、この法律案で目指していくことなんですねけれども、例えば私

が暮らす三重県なんかでも、外資系の企業の県内投資へ力を入れていこうということで大きく取り組みを始めているところでございます。

フランスの断熱材大手の企業が三重県の津市に工場を設ける、そういう決定をしたというようなことがありますし、ほかの地域でもそういう事例はあると思いますし、これから一層、自治体との取り組みあるいは地域の取り組みでそういうことも生まれてくるというふうに思います。

本法律案で、研究開発拠点やアジア本社といふのは、どちらかというと首都圏や大都市圏も含めた特定の地域に集約をさせることを想定している

ようにも思えるんです。集約自体は非常に大切な結果を特定の地域だけではなく日本全国にできるだけ広く波及させることも必要ではないかというふうに私自身は考えております。

こうした自治体における独自の取り組みも含め

て、この法律案の支援措置や自治体との連携、特

に自治体の動きなんかも含めて、日本全体としてどのようにこういった誘致をしていくのかといふこと、呼び込んでいくのかということをお伺いしたいと思います。政府の見解をお伺いしたいと思

います。

北神政務官がおっしゃられましたように、本当にいろいろな面で技術を持っている中小企業もいままでいろいろな形で連携できる、あるいは技術の移転などさまざまな可能性も出てくると思いますので、先ほどおっしゃっていたときましたけれども、ぜひ自治体との連携を大切にしていただ

いて、地域の動きにも注意していただきたいと思

います。

○北神大臣政務官

ありがとうございます。おっしゃるとおり、今一番厳しいのはやはり地方だと思いますし、円高でも、地方の特に中小企業なんかが非常に困難に直面をしている。今回の法律案も、できるだけそういう地方に波及させないといけないというふうに思つております。

ただ、おっしゃったフランスの企業もそう

ですけれども、広く、特定の地域がぱつと思い浮かべば、こ

ういった意味では敷居を低くして、相談体制とかいろいろな先ほどの連携ではないですけれども、全国ではいろいろなところにそういうニーズがある、そのハードルを下げていただきたいと思います。

それから、効果の方でございますけれども、三十社の前提のもとに、一定の仮定のもとに試算を

うふうに思っています。先生がおっしゃった特に三重県なんかは、ワントップサービスとか企業立地補助を独自にやつておられます。

今後、この法案を通させていただければ、国と企業に、こういう都道府県はこういう優遇措置をしていますよ、こういったことも案内をさせていただきますし、また逆に、地方自治体とも連携をして、このグローバル企業は潜在的にこういうことを考えている、そういう投資案件なんかについても伝達をさせていただいたり、そういう連携をすることはできます。

これは、この法律案だけじゃなくて、年内にアジア拠点化・対日投資促進プログラムというものを取りまとめますが、法律に規定されているもの以外に、今申し上げたような地方自治体との連携とかそういうもののもしっかりと盛り込んで、地域の活力そして雇用につなげていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

これは、この法律案だけじゃなくて、年内にアジア拠点化・対日投資促進プログラムというものを取りまとめますが、法律に規定されているもの以外に、今申し上げたような地方自治体との連携とかそういうもののもしっかりと盛り込んで、地域の活力そして雇用につなげていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

これは、この法律案だけじゃなくて、年内にアジア拠点化・対日投資促進プログラムというものを取りまとめますが、法律に規定されているもの以外に、今申し上げたような地方自治体との連携とかそういうもののもしっかりと盛り込んで、地域の活力そして雇用につなげていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

これは、この法律案だけじゃなくて、年内に

アジア拠点化・対日投資促進プログラムというものを取りまとめますが、法律に規定されているもの以外に、今申し上げたような地方自治体との連携とかそういうもののもしっかりと盛り込んで、地域の活力そして雇用につなげていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

だきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

経済産業省は、アジア本社及び研究開発拠点を

呼び込むことの効果について、両拠点を年間三十

社誘致することを目標としています。経済効果は

年間で八百七十五億円程度、雇用創出効果は直接

雇用が二千で年間六千四百というような目標を掲げていると思うんですけれども、この目標となる

三十社について、なぜ三十社になつたのかという

理由をお伺いしたいと思います。

また、三十社を誘致することによりこれだけの

波及効果が生じるというのは、数字だけ見てもな

かなかわかりにくいところがありますので、具体

的には、先ほども、一つの政策だけではなくいざま

ざまのものを組み合わせてというような趣旨の話

がつたと思うんですけど、この効果を達成さ

せていくためには何が必要なのかということをお伺いしたいと思います。

理由をお伺いしたいと思います。

経済産業省は、アジア本社及び研究開発拠点を

呼び込むことの効果について、両拠点を年間三十

社誘致することを目標としています。経済効果は

年間で八百七十五億円程度、雇用創出効果は直接

雇用が二千で年間六千四百というような目標を掲げていると思うんですけれども、この目標となる

三十社について、なぜ三十社になつたのかという

理由をお伺いしたいと思います。

経済産業省は、アジア本社及び研究開発拠点を

呼び込むことの効果について、両拠点を年間三十

社誘致することを目標としています。経済効果は

年間で八百七十五億円程度、雇用創出効果は直接

雇用が二千で年間六千四百というような目標を掲げていると思うんですけれども、この目標となる

三十社について、なぜ三十社になつたのかという

理由をお伺いしたいと思います。

経済産業省は、アジア本社及び研究開発拠点を

呼び込むことの効果について、両拠点を年間三十

社誘致することを目標としています。経済効果は

年間で八百七十五億円程度、雇用創出効果は直接

雇用が二千で年間六千四百というような目標を掲げていると思うんですけれども、この目標となる

三十社について、なぜ三十社になつたのかという

理由をお伺いしたいと思います。

したものでございまして、直接的には約二千人程度の雇用が見込まれます。これは過去の平均的な外資系グローバル企業の雇用人数等をもとに試算したものでございますけれども、そのほかにも、拠点の設立により新たな設備投資や研究開発投資が行われることが見込まれますので、国内企業に対するその波及効果というものを試算いたしまして、それで約四千四百人程度の雇用が期待される。本法案によつて、合わせまして合計六千四百人程度の新たな雇用が創出されることが期待されているということでございます。

ですけれども、例えば意欲的な目標をもう少しひらげていく、そういうことも今後議論は必要かと。いうふうに思います。

あわせて、既存企業の事業環境を、国でそういう生産活動であるとか事業活動をする上で、本当に魅力あるものにしていくことで、国内企業の達出なんかも防ぐことにもつながってくるというふうに思いますので、まさに言われた、総合的なパッケージというか、万全のアフターケアであって、とか、ニーズにとことんこたえていくとか、そういうことをとも含めて、これは日本の強みだと思

だいたんですけれども、総合特区とか復興特区かの違いがどのようになっているのかとか、あいはそれをどのように説明していくのかというと非常に重要なふうに思っています。

同じように、法人税の減税措置であるとか、そいつたこともしていますので、そのあたりをしきり交通整理するなり融合するなりして説明をしていただきたいと思いますけれども、改めてそあたりのことについてお伺いできればと思います。

最後の質問になりますけれども、空洞化を食いとめていくには、この法律案、そしてそれに関連した諸施策の組み合わせが必要だと思います。最初の方にも申し上げましたように、非常にきめ細やかな対応を求められるので、行政としても非常に大変なところもあると思います。

その中で、きょうは地域であるとかあるいは総合的にやつていくんだということを御説明いただいて、非常にしつかりと力強い決意を感じたところなんですけれども、先ほども北神政務官がおつしやられたような中小企業という視点から、それ

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたような、既に日本への投資に関心を示している企業もござりますので、こうした企業を着実に誘致することで数値目標を達成していきたいと考えておりますが、その際にはやはり、先ほど北神政務官の方からもお答え申し上げましたけれども、関係省庁、地方公共団体等と密接に連携して、事業者の手続面での利便性を向上させるワンストップでの対応とか、あるいはアジア拠点化推進法案及び総合特区法等の各種支援措置をパッケージで提示して、その魅力を提示することによって、こうした国内投資を促進してまいりたいと考えております。

ますので、ぜひ取り組みを強化していただきたい、
というふうに思います。
そういう中にあって、この法律案では、法人税
の軽減措置、例えば五年間二〇%の所得控除とか、いろいろな優遇措置もしています。
一方で、韓国やシンガポールなんかは、法人税
の水準がもとより低い中で、戦略分野を設けて、
ターゲットを絞つて減免措置をやっていくとか、
あるいは外国人の高度な技術者なんかに大胆な
遇措置をするなどの熾烈な国際競争をしていると
いうふうに私は認識しているんですけども、
いうつたあたりも総合的なものの一つとして、や
はりこういつたところは柱になる一つなので、こ
のあたりもぜひ今後検討をしていく必要がある
のではないかなどというふうに思います。
そのほか、人件費とかコストも高いので、先ほ
どおしやられたような総合的な支援策というの
は必要だと思うんですけれども、さらに日本は、

本アジア拠点化推進法案に基づく、あるいは
のものとの税制につきましては、特定の地域に限
らず、グローバル企業が企業の立地に際して有効
な優遇措置を、研究開発拠点とそれからアジア地
域拠点という機能に着目して、それに限定して講
じるものでございます。それに対しまして、総合
区法とかあるいは復興特区法案等につきまし
ては、限定された地域に対し規制の特例や支援
措置等をパッケージ化して実施するものでござい
ます。

我々からすると、こうしたアジア拠点化推進
していくためには、そういった地域ごとの環境
備とグローバル企業の高付加価値拠点の立地促
進等をパッケージ化して実施するものでござい
ます。

いくことが重要ではないかと考えております。
ちなみに、韓国でも、高度な地域技術を伴う
業に支援措置を講じる制度と、経済自由区域等
を指定しましてその中で支援措置を講じる制度が

そなれらを事進整特措までてのりまじうふうに思います。

東日本大震災発災後は、我々、例えば地域であるとか地域経済の中で、今まで以上に、防災であるとか減災であるとか、事業経営のことを考えていかなければならなくなりました。

例えば、地域の中 小企業が津波や自然災害により被害を受けたときに、これまで培つてきた技術がなくなってしまわないのか、あるいは地場の産業は地域に根差して活動していますから、同じ地域で比較的安全な場所に生産ラインなどの一部を移転したいとか、そういうニーズが出てきております。そういう意味では、そういった中小企業のリスク分散とか災害対応に対するニーズに対応していく必要があるのではないかというふうに、私は地域の中で企業の方々と対話していると感じるところがあるんです。

なぜ三十社というような質問をさせていただいたかといいますと、もう皆さん御存じのように外資系の企業の日本への新規参入というのは減少傾向にあるわけです。例えば二〇〇九年は、新規参入が八十二社、撤退が百六十四社と、撤退企業の方がかなり多いわけです。

そんな中、最終的には、大きな目標として、この法律案のみならず、北神政務官がおつしやられましたように、いろいろなところでこういつたところを支援していくかなければならないということ

大臣がおつしやられましたように、東日本大震災により災害リスクであるとか原発問題、それはこれまでの対応の中で評価もされているところはあります。そういうふうなお話をしたけれども、一方でやはりそういったものもあるわけでございますので、これをどう乗り越えていくかというのが重要な問題になつてくると思います。そういう意味では、アジアの拠点化を目指していく上では、一層の取り組みをしていただきたいと思います。

在しております。
そういうつた措置をあわせて講じる中で、関係
府、地域公共団体との密接な連携ということがあ
りになつてしまひますので、先ほども申し上げ
したけれども、事業者の手続面での利便性の向
等、あるいはお互いに情報を共有していくとい
うなことを行うことによつて、アジア拠点化
推進を図つてまいりたいというふうに考えてお
ます。

重省の上うまゝ思つてもなかなかできない。そんな中で、経済産業省や自治体、地域の経済団体が協力してできな
いのか。あるいは、東海・東南海・南海地震の三連動というものを想定した場合、大きな移動はなくとも、ハザードマップとかでわかるので、やはり今までよりも安全なところで企業活動を行いたいというようなニーズがあります。

これはやはりリアルな問題だと思いますので、そういう見点からうざらざら搔き業者の考え方をち
う

○藤田(大)委員 ありがとうございます

1

伺いできればというふうに思います。

○枝野国務大臣 御指摘のとおり、災害、これは自然災害だけではなく、例えば感染症などもあります。こういったものは、本当に天災は忘れたころにやつてくるという世界です。

今回の東日本大震災で、こうしたものに対し、特に中小企業が乗り越えて事業を継続していくことの困難さと重要性ということが共有を今されているときだと思いますので、こうした機会に、御指摘いただいた事業継続計画、いわゆるBCPなどをしっかりと中小企業でもつくっていただく。

これに向けては、経済産業省でも中小企業BCP策定指針を策定して、これに基づいて容易に策定ができるようホームページ上の様式やサンプル等の公表をしているところでございます。

また、実際にこうして策定したBCPに基づいて施設の建て直しや移転などを含む防災施設等の整備を行う場合には、低利融資制度を設けているところでございます。

まさに、みんながこうした問題の重要性を共有している時期が重要だと思いますので、さらにこれを強化できないかどうか、検討してまいりたいと思います。

○藤田(大)委員 ありがとうございます。

力強いお言葉をいただいて、これから活動をぜひ私どもも頑張って支援していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○吉田委員長 次回は、来る七日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時二十七分散会

に関する特別措置法案

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法

第一条 総則(第一条―第三条)

第二章 研究開発事業等の促進(第四条―第十一条)

第三章 雑則(第十二条―第十五条)

第四章 好い(第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に伴い、我が国がアジア地域その他の地域における国際的な経済活動の拠点となることが重要となっていることに鑑み、我が国

において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するための特別の措置を講ずることにより、新たな事業の創出を図るとともに、就業の機会の増大に寄与し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定多国籍企業」とは、次の各号のいずれにも該当する法人をい

一 法人の本店又は主たる事務所が所在する国

又は地域(以下この号及び第四項において「国等」という)以外の国等に当該法人の子法人等(当該法人がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。)の過半数を保有していることその他の当該法人と密接な関係を有する法人として主務省令で定める法人をいう。)を設立している法人で

あつて、国際的規模で事業活動を行つてゐる認められるものとして主務省令で定める法人人

二 高度な知識又は技術を有すると認められるものとして主務省令で定める法人

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進

2 この法律において「国内関係会社」とは、特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。

3 この法律において「研究開発事業」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術(以下この項において「高度技術」という。)の研究開発を行う事業(当該高度技術を用いて製品又は役務を開発する事業を含む。)のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

4 この法律において「統括事業」とは、二以上の法人(これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国等の数が二以上であるものに限る。)のそれぞれの総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該二以上の法人に対する出資その他の当該方針の実施を確保する事業その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

5 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が三百人以下の会社であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の内容に関する事項

三 我が国事業者の特許登録、技術等の国外流出の防止その他特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に際し配慮すべき事項

4 第三条 主務大臣は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

5 第四条 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

6 第五条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

7 第六条 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

8 第七条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

9 第八条 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

10 第九条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

11 第十条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

12 第十一条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

13 第十二条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

14 第十三条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

15 第十四条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

16 第十五条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

17 第十六条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

18 第十七条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

19 第十八条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

20 第十九条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

21 第二十条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

22 第二十一条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

23 第二十二条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

24 第二十三条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

25 第二十四条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

26 第二十五条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

27 第二十六条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

28 第二十七条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

29 第二十八条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

30 第二十九条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

31 第三十条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

32 第三十一条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

33 第三十二条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

34 第三十三条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

35 第三十四条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

36 第三十五条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

37 第三十六条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

38 第三十七条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

39 第三十八条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

40 第三十九条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

41 第四十条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

42 第四十一条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

43 第四十二条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

44 第四十三条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

45 第四十四条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

46 第四十五条 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める

会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)の保有	
2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債等に付されたものを除く)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)の保有	
2 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従つて行われる研究開発事業の成果に係る発明(当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限り)に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第一項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。	
一 当該研究開発事業を行う中小企業者	
二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等	
第三章 雜則	
（国、地方公共団体等の責務）	
第十二条 国、地方公共団体及び独立行政法人日本貿易振興機構は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業を促進するため、当該研究開発事業及び統括事業の円滑な実施のための事業環境の整備その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。	
（指導及び助言）	
第十三条 国は、認定研究開発事業者又は認定統括事業者に対し、当該認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて行われる研究開発事業又は統括事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。	
（報告の微収）	
第十四条 主務大臣は、認定研究開発事業者に対して設立した国内関係会社に限る。次項において同一の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるとこにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。	
一 当該研究開発事業を行う中小企業者	
二 その特許発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等(以下の号及び次項第二号において「従業者等」という)がした同条第一項に規定する職務発明(次項第二号において「職務発明」という)であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同条第一	
2 認定研究開発事業者又は認定統括事業者に従つて行う研究開発事業又は統括事業に係る所得については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例があるものとする。	
（主務大臣等）	
第十五条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、経済産業大臣、研究開発事業の成果が直接利用される事業を所管する大臣及び統括事業に係る事業を所管する大臣とする。	
（検討）	
第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす	

理由

我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針の策定並びに特定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。